

温暖化対策に係る新品目等チャレンジ実証事業費補助金交付要綱

制 定 令和6年3月22日付第202400002559号
最終改正 令和7年4月17日付第202400316814号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、温暖化対策に係る新品目等チャレンジ実証事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、温暖化により県内でも新たに栽培できる可能性のある品目等を導入するための実証を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に第4欄に掲げる補助率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)以下とする。
- 3 補助事業の実施期間は、連続する3年度を最長とする。
- 4 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者(同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。)への発注に努めなければならない。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と認められる場合は、この限りでない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。)若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入

控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに、様式第3号により知事に報告しなければならない。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（補助事業者の事業終了後の責務）

第8条 補助事業者は、事業開始から4年経過した翌年度又は実証終了の翌年度のいずれか早い年度の5月末日までに、様式第5号による実施状況報告書を提出しなければならない。

2 補助事業者は、本補助金を活用して行った実証に関して県が調査等を行う場合は、データの提供等について協力しなければならない。

（雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年4月17日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率
<p>温暖化対策に係る 新品目等チャレンジ実証事業</p>	<p>農業者、農業法人、 農業協同組合等</p> <p>※販売を目的とした 実証をする者に限 る。</p>	<p>温暖化に適応した新品目等を導入するた めの実証に要する経費 (種苗費、肥料費、燃料費、その他生産 資材費等)</p> <p>※トラクター、軽トラック等車両、機械 及び建物の購入は除く。 (補助対象経費の上限：1,000千円)</p>	<p>1 / 3</p>

様式第1号（第4条、第7条関係）

〇〇年度温暖化対策に係る新品目等チャレンジ実証事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費) (A) + (B)	負 担 区 分		備考
		県 費 (A)	そ の 他 (B)	
温暖化に適応した品目を導入するための実証に要する経費 (1) 種苗費 (2) 肥料費 (3) 燃料費 (4) その他生産資材費等	円	円	円	
合 計				

4 事業実施（予定）期間 年 月 日 ~ 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
県 費 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
温暖化に適応した品目を導入するための実証に要する経費 (1) 種苗費 (2) 肥料費 (3) 燃料費 (4) その他生産資材費等	円	円	円	円	
合 計					

- 6 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）
※事業実施主体が該当するいずれかに○をしてください。

7 添付書類

- ①見積書・領収書等事業費がわかるもの。
②実証の状況が分かる写真等

様

職 氏 名

〇〇年度温暖化対策に係る新品目等チャレンジ実証事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった温暖化対策に係る新品目等チャレンジ実証事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金 円

(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、対象経費の実績額について、温暖化対策に係る新品目等チャレンジ実証事業費補助金交付要綱（令和6年3月22日付第202400002559号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と2の(2)の交付決定額（変更された場合は、当該変更後の額）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程等の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定の通知のあった 年度温暖化対策に係る新品目等チャレンジ実証事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、温暖化対策に係る新品目等チャレンジ実証事業費補助金交付要綱（令和6年3月22日付第202400002559号鳥取県農林水産部長通知）第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
金 円
- 5 添付資料
 - （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類（様式第4号）
 - （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第4号（第7条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施主体住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分		課税仕入れ			非課税仕入れ	合計
		課税売上 対応分	非課税売 上対応分	共通対応 分		
経費の内訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

（2）課税売上割合 〇〇%

（3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

温暖化対策に係る新品目等チャレンジ実証事業における実証状況報告書

年 月 日現在の実証状況は下記の記載とおりです。

記

実証所在地			
品 種 名			
定植又は植栽年月日	年 月	定植又は植栽数	
現在の状況（概要）			
写 真			